



令和 6 年 3 月 29 日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

旅客不定期航路事業者の行政指導について

令和 4 年 4 月 23 日に北海道知床沖で発生した遊覧船事故を契機として、国土交通省が実施した全国の旅客船事業者に対する安全対策における一連の取組の中で、株式会社マリン観光開発が経営する旅客不定期航路事業において、安全統括管理者及び運航管理者の解任及び選任の届出がなされていないことが判明しました。これを受け、当局が令和 4 年 6 月 2 日に海上運送法第 25 条に基づく立入検査を実施したところ、安全統括管理者及び運航管理者の変更があったにもかかわらず解任及び選任に係る届出が行われていないこと等が確認されました。

そのため、下記のとおり輸送の安全確保に関する指導文書の発出を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 発出年月日

令和 6 年 3 月 27 日（水）

2. 事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称：株式会社マリン観光開発

住 所：那覇市泊 3-14-1

代表者名：代表取締役 早川 一正

3. 指導内容

- (1) 安全統括管理者又は運航管理者を解任又は選任した場合は、海上運送法に基づき、直ちに解任及び選任の届出を行うこと
- (2) 経営トップは、安全管理規程第 4 条に基づき、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底することについて主体的に関与すること
- (3) 運航管理者は、安全管理規程第 48 条に基づき、安全教育及び事故処理に関する訓練を実施したときは、その概要を記録簿に記録すること。

【問い合わせ先】

沖縄総合事務局運輸部運航労務監理官 幸喜
TEL:098-866-0031 (内線 85481)
FAX:098-860-2236



令和 6 年 3 月 29 日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

旅客不定期航路事業者の行政指導について

令和 4 年 4 月 23 日に北海道知床沖で発生した遊覧船事故を契機として、国土交通省が実施した全国の旅客船事業者に対する安全対策における一連の取組の中で、一般財団法人沖縄コンベンションビューローが経営する旅客不定期航路事業において、安全統括管理者及び運航管理者の解任及び選任の届出がなされていないことが判明しました。これを受け、当局が令和 4 年 6 月 2 日に海上運送法第 25 条に基づく立入検査を実施したところ、安全統括管理者及び運航管理者の変更があったにもかかわらず解任及び選任に係る届出が行われていないこと等が確認されました。

そのため、下記のとおり輸送の安全確保に関する指導文書の発出を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 発出年月日

令和 6 年 3 月 27 日（水）

2. 事業者の名称及び住所並び代表者氏名

名 称：一般財団法人沖縄コンベンションビューロー
住 所：那覇市小禄 1831-1
代表者名：会長 下地 芳郎

3. 指導内容

- (1) 安全統括管理者又は運航管理者を解任又は選任した場合は、海上運送法に基づき、直ちに解任及び選任の届出を行うこと
- (2) 経営トップは、安全管理規程第 4 条に基づき、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底することについて主体的に関与すること
- (3) 運航管理者は、安全管理規程第 53 条に基づき、安全教育及び事故処理に関する訓練を実施したときは、その概要を記録簿に記録すること。

【問い合わせ先】

沖縄総合事務局運輸部運航労務監理官 幸喜
TEL:098-866-0031 (内線 85481)
FAX:098-860-2236



令和 6 年 3 月 29 日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

旅客不定期航路事業者の行政指導について

令和 4 年 4 月 23 日に北海道知床沖で発生した遊覧船事故を契機として、国土交通省が実施した全国の旅客船事業者に対する安全対策における一連の取組の中で、東村ふるさと振興株式会社が経営する旅客不定期航路事業において、安全統括管理者及び運航管理者の解任及び選任の届出がなされていないことが判明しました。これを受け、当局が令和 4 年 7 月 25 日に海上運送法第 25 条に基づく立入検査を実施したところ、安全統括管理者及び運航管理者の変更があったにもかかわらず解任及び選任に係る届出が行われていないこと等が確認されました。

そのため、下記のとおり輸送の安全確保に関する指導文書の発出を行いましたので、知らせいたします。

記

1. 発出年月日

令和 6 年 3 月 27 日（水）

2. 事業者の名称及び住所並び代表者氏名

名 称：東村ふるさと振興株式会社

住 所：国頭郡東村平良 766-1

代表者名：代表取締役社長 島袋 徳和

3. 行政指導の内容

(1) 安全統括管理者又は運航管理者を解任又は選任した場合は、海上運送法に基づき、直ちに解任及び選任の届出を行うこと

(2) 経営トップは、安全管理規程第 4 条に基づき、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底することについて主体的に関与すること

【問い合わせ先】

沖縄総合事務局運輸部運航労務監理官 幸喜

TEL:098-866-0031 (内線 85481)

FAX:098-860-2236



令和 6 年 3 月 29 日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

旅客不定期航路事業者の行政指導について

令和 4 年 4 月 23 日に北海道知床沖で発生した遊覧船事故を契機として、国土交通省が実施した全国の旅客船事業者に対する安全対策における一連の取組の中で、株式会社宮古島東急ホテル＆リゾーツが経営する旅客不定期航路事業において、安全統括管理者及び運航管理者の解任及び選任の届出がなされていないことが判明しました。これを受け、当局が令和 4 年 7 月 28 日に海上運送法第 25 条に基づく立入検査を実施したところ、安全統括管理者及び運航管理者の変更があったにもかかわらず解任及び選任に係る届出が行われていないこと等が確認されました。

そのため、下記のとおり輸送の安全確保に関する指導文書の発出を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 発出年月日

令和 6 年 3 月 27 日（水）

2. 事業者の名称及び住所並び代表者氏名

名 称：株式会社宮古島東急ホテル＆リゾーツ

住 所：宮古島市下地字与那霸 914

代表者名：代表取締役社長 飯塚 雅人

3. 指導内容

(1) 安全統括管理者又は運航管理者を解任又は選任した場合は、海上運送法に基づき、直ちに解任及び選任の届出を行うこと

(2) 経営トップは、安全管理規程第 4 条に基づき、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底することについて主体的に関与すること

【問い合わせ先】

沖縄総合事務局運輸部運航労務監理官 幸喜

TEL:098-866-0031 (内線 85481)

FAX:098-860-2236



令和 6 年 3 月 29 日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

旅客不定期航路事業者の行政指導について

令和 4 年 4 月 23 日に北海道知床沖で発生した遊覧船事故を契機として、国土交通省が実施した全国の旅客船事業者に対する安全対策における一連の取組の中で、合資会社浦内川観光が経営する旅客不定期航路事業において、安全統括管理者及び運航管理者の解任及び選任の届出がなされていないことが判明しました。これを受け、当局が令和 4 年 7 月 29 日に海上運送法第 25 条に基づく立入検査を実施したところ、安全統括管理者及び運航管理者の変更があったにもかかわらず解任及び選任に係る届出が行われていないこと等が確認されました。

そのため、下記のとおり輸送の安全確保に関する指導文書の発出を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 発出年月日

令和 6 年 3 月 27 日（水）

2. 事業者の名称及び住所並びに代表者氏名

名 称：合資会社浦内川観光

住 所：竹富町字上原 195

代表者名：代表者 平良 彰健

3. 指導内容

(1) 安全統括管理者又は運航管理者を解任又は選任した場合は、海上運送法に基づき、直ちに解任及び選任の届出を行うこと

(2) 経営トップは、安全管理規程第 4 条に基づき、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底することについて主体的に関与すること

【問い合わせ先】

沖縄総合事務局運輸部運航労務監理官 幸喜

TEL:098-866-0031 (内線 85481)

FAX:098-860-2236